

## 「風ぐるま」運行計画の変更・見直しに関する基本的な考え方

本件は、区が[千代田区地域福祉交通「風ぐるま」の運行に係る協定書]に基づいて実施する風ぐるま事業について、その運行計画の変更・見直しを検討する際の一定の考え方を示すものである。

### 1 考え方を示す目的と背景

風ぐるま事業の運行計画を変更・見直しを行うにあたり、地域の要望や特性に配慮しつつ、公共交通としての役割を果たし、もって地域福祉交通の向上を目的とする。

平成 28 年 1 月 4 日から運行を開始した新たな風ぐるまについて、多くの意見・要望が寄せられている。しかし、限られた資源の中で、すべての要望に対応することは難しく、地域福祉交通として総合的かつ慎重に検討する必要がある。そのため、見直しについて一定の考え方を示し、その考え方を基に見直しを行っていくこととする。

### 2 内容

運行計画における主要項目である「ルート」、「停留所」及び「ダイヤ」の見直しについて別表のとおり取り扱うこととする。なお、別表中にある「運行協議会」とは地域福祉交通「風ぐるま」運行協議会を指すものとする。

### 3 現在の考え方

#### (1) ルート

ルートは、公共施設等が区の北部に集中して立地していることに踏まえ、再編する以前の風ぐるま（以下、「旧風ぐるま」という。）のルートをできるだけかぎり踏襲し、北部地域の福祉施設を中心に巡回運行するルートを設定する。

なお、ルート設定にあたり配慮を要する施設は、福祉施設のほかに子育て施設とする。

#### (2) 停留所

風ぐるまは、福祉施設や駅周辺など、福祉交通として必要と思われる場所に停留所を設置している。また、旧風ぐるまにおいてはフリー降車が可能であったが、現在の風ぐるまは交通安全上フリー降車は認められていないため、可能な限り多くの停留所を設置し、より目的地に近い場所で降車できるよう取り組む。

区内の一部地域の起伏に富む場所を考慮し、停留所の設置にあたっては、利用者の移動負担の軽減に配慮する。

障害があっても利用できるように、障害に配慮した停留所整備に努める。

### (3) ダイアグラム（時刻表）

旧風ぐるまと同様の運行時間帯（8：30～18：30）を基本としたダイアグラムとしている。また、始（終）発（着）を改めることで、実質的に始（終）発の延伸をした（平成28年11月28日改正）。しかし、更なる運行時間の拡大の要望は寄せられており、採算性を考慮しつつ今後の検討課題とする。また、現行のダイアグラムで利用者の生活リズムが既に定着していると考えられるため、頻繁な時刻改正は行わず、他の見直しを行う際に検討する。

### (4) 風ぐるま見直し検討委員会を踏まえた留意事項

現在の風ぐるまは、旧風ぐるまにおける課題であった「運転間隔の短縮」、「乗員超過の解消」、「車両のバリアフリー化」等について、平成24年度から25年度にかけて、「風ぐるま見直し検討会」を行い、平成26年2月にまとめられた提言書を基に見直しを行った。

現行のルート等を変更する場合には、当時の風ぐるま見直し検討委員会で検討された事項等を踏まえ、以下の点に留意する。

- ① 1ルートあたりの巡回時間について、概ね1時間程度とする。
- ② 1ルートあたりの停留所数について、概ね25基程度とする。
- ③ 1ルートあたりの運行本数について、概ね1時間に1本とする。
- ④ 料金、定期券（区民パスポート含む）に関する事等、運賃に関する事項については、協定の効力を損なうことのないように、協定期間内の見直しは原則行わないこととする。

別表 1

	運行協議会に報告し、直ちに検討を開始するもの	運行協議会に報告し、他の見直し検討時に、同時に検討するもの	運行協議会に報告し、その意見を聞くもの	今後の課題として、受け止めるもの
区に関連する施設が新たに開設される場合	区の直営または委託等による重要な高齢者又は障害者福祉施設で、多くの利用者が見込める施設	区の直営または委託等による高齢者又は障害者の福祉の向上に資する施設	高齢者や障害者等の生活に寄与する生活施設	集合住宅など、多くの利用者が見込める施設
区内の交通空白地解消を目的とする場合	—	鉄道駅及び他のバス交通の停留所が半径800m以遠の地域	鉄道駅及び他のバス交通の停留所が半径200m以遠の地域	—
ルート内の停留所の設置間隔を調整する場合	—	停留所間隔が800m以上あるとき	同様の要望が多く寄せられたとき又は町会等の代表者からその町会等を代表した要望が寄せられたとき	要望が寄せられたとき
利用状況を踏まえて実施する場合	—	他に比して特に利用が少ないとき	他に比して利用が少ないとき	利用者の指摘により、利用が少ないと認められるとき
要望受け実施する場合	—	—	同様の要望が多く寄せられたとき又は町会等の代表者からその町会等を代表した要望が寄せられたとき	要望が寄せられたとき
その他	—	—	区または運行事業者が必要と認める場合	—